

## 相談援助業務の範囲について

指定施設において、児童福祉法第13条第3項第3号及び児童福祉法施行規則第6条に規定する「児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（相談援助業務）」に従事したと認められる者の範囲については、次の通知による。

1. 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援基発0703第1号）《参考資料1》
2. 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）《参考資料2》
3. 児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について（平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）《参考資料3》

なお、上記3の通知において、以下のとおり相談援助業務の範囲が示されているので、該当する場合は、ご注意ください。

- ① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援基発0703第1号）
- ② 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）によるほか、以下のとおりとする。
  - (1) 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの
  - (2) 都道府県又は市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）の職員であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの

- (3) 放課後児童健全育成事業を行う事業所に配置された放課後児童健全育成事業 の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条 3 項 に規定する放課後児童支援員
- (4) 一次預かり事業を行う事業所に配置された児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第 1 項第 1 号ロに規定する保育士その他市町村長が行う研修を修了した者
- (5) 小規模住居型児童養育事業を行う事業所に配置された小規模住居型児童養育 事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 39 号）第 7 条に規定する養育者及び補助者並びに「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対 応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和 6 年 4 月 8 日付けこ支家第 234 号）に規定する個別対応職員
- (6) 家庭的保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 23 条第 2 項に規定する家 家庭的保育者
- (7) 小規模保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準第 29 条第 1 項に規定する保育士、第 31 条第 1 項に規定する保育 士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者並びに第 - 4 - 34 条に規定する家庭的保育者
- (8) 居宅訪問型保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準第 39 条に規定する家庭的保育者
- (9) 事業所内保育事業を行う事業所に配置された家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準第 44 条に規定する保育士
- (10) 病児保育事業を行う事業所に配置された「病児保育事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成保第 180 号）別紙（病児保育事業実施要綱）に 基づく保育士
- (11) 親子関係形成支援事業を行う事業所に配置された親子関係形成支援事業実 施要綱（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環第 106 号）に規定する実施者
- (12) 一時保護施設に配置された一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令 和 6 年内閣府令第 27 号）第 23 条に規定する学習指導員

- (13) 幼保連携型認定こども園に配置された幼保連携型認定こども園の学級の編 制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生 労働省令第 1 号）第 5 条 1 項に規定する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教 諭並びに同条第 2 項に規定する講師及び助保育教諭並びに同条第 5 項第 2 号に 規定する主幹養護教諭、養護教諭及び養護助教諭
- (14) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に配置された保育士
- (15) 「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」（平成 28 年 4 月 1 日付け 雇児発 0401 第 31 号）別紙（ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱）（以下（15）及び（16）において「通知」という。）に規定するひとり親家庭等生活支援 事業を行う事業所に配置された通知に規定する相談員
- (16) 通知に規定するこどもの生活・学習支援事業を行う事業所に配置された通 知に規定する支援員であって、児童又はその保護者に関する相談に応じ、助言 指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務（児童の福祉に係る相談援助業務）を行っているもの
- (17) ヤングケアラー支援体制強化事業を行う事業所に配置されたヤングケアラー通知に規定するヤングケアラー・コーディネーターであって、児童又はその 保護者等への相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者や関係機関 等との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね 5 割以上従事したもの
- (18) その他の指定施設において児童又はその保護者への児童の福祉に関する相 談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を 行う業務（児童の福祉に係る相談援助業務）を行っている職員